

防熱材の固定方法に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

防熱材の固定方法に関する事項

改正理由

A 級仕切りに関して、認定試験時に用いた防熱材の固定方法と実際に船上で施工する際の固定方法が異なった場合、A 級仕切りに要求されている所定の性能を発揮できない可能性がある。

このため、IACS は A 級仕切りに要求されている所定の性能を船上において確保するために、船上で使用する A 級仕切りは認定試験時に用いた固定方法等の詳細と同一とすることを規定した統一解釈 SC239 及び認定試験時の固定方法等の詳細を試験成績書に記載することを規定した統一解釈 FTP5 を 2010 年 6 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC239 及び FTP5 に基づき、関連規定を改めた。

また、防火構造材料には本会の認定品である旨を表示する必要があるが、A 級仕切りを構成する材料のうち、ピン及びワッシャー等についてはその表示が困難であることから、防火構造材料認定書で参照される構造詳細図と同一とすることを条件に、表示を省略して差し支えない旨、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船上で使用する A 級仕切りの詳細及び防熱材の固定方法は、防火構造材料認定書で参照される構造詳細図と同一とする旨を規定した。
- (2) 認定試験時の固定方法等の詳細を試験成績書に記載する旨を規定した。
- (3) 防火構造材料の表示に関する規定を改めた。